

## 西東京市個人情報保護審議会答申一覧（抜粋版）

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
21	H15.2.7	個人情報の外部提供について(答申)	第10条	高齢福祉課 高齢者支援課 (マル福：事業終了)  障害福祉課 (マル障：事業継続中)	東京都医療費助成制度（※マル福、マル障）の高額医療費支給に伴い、西東京市が保有する個人情報を、東京都の算定委託先である東京都国民健康保険団体連合会に外部提供すること。  ※東京都医療費助成制度（マル障）は、東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）として事業継続中	提供先から実施機関へ、定期的な報告を要請すること。	事業継続中	マル福：老人医療費助成制度は、平成19年6月30日制度終了	【措置不要】 東京都の条例に事務の根拠があるため、問題なし。	障害福祉課から東京都に確認済み。
22	H16.7.26	児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に関する個人情報の取扱いについて(答申)	第6条 第8条 第10条	教育指導課	西東京市教育委員会と警視庁とが協定を締結しようとしている児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び社会的差別の原因となる事実に関する事項の個人情報の保管等を認める。	1 職員が常にガイドラインに基づいて職務を行っていることが確認できるように様式を整えること。 2 運用状況を審議会へ報告すること。	事業継続中		【措置不要】 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第206条等を根拠として、警察に外部提供が可能と東京都から回答あり。	※少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）等も根拠になるとのこと。 ※西東京市では「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」を定めており、防犯に関する情報提供等の規定があるため、引き続き警察と連携していく。
23	H21.8.5	災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について（第1次答申）	第8条 第10条	危機管理課	災害時要援護者登録名簿を作成するために必要な災害時要援護者に係る個人情報について、本人からの直接収集の例外及び目的外利用を認める。	1 システムの管理運用の徹底 2 職員への研修を実施すること。	事業継続中		【措置不要】 現在、目的外利用は、実施していない。 外部提供する際は、本人同意を得ているため問題なし。	目的外利用については、制度当初に利用しただけで、現在は行っておらず。 現在は、申請書を収受するときに、外部提供する旨の本人同意を得ているとのこと。

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
24	H22.5.27	災害時要援護者登録制度に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供について（第2次答申）	第10条	危機管理課	H21.8.5の第1次答申において見送りとなっていた、外部提供及び本人通知の例外を認める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 名簿情報を定期的に更新すること。</li> <li>2 セキュリティの確保</li> <li>3 名簿の管理に対する意識の低下を招かないようにすること。</li> </ul>	事業継続中		同上	同上
25	H26.8.4	個人情報の外部提供についての答申	第10条	危機管理課	避難行動要支援者に係る個人情報について、外部提供及び本人通知の例外を認める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 外部提供については、慎重に検討すること。</li> <li>2 実施機関による要支援者名簿の作成及び外部提供開始後、一定の期間が経過した段階で、情報の更新等の運用状況について審議会に報告することを求める。</li> </ul>	事業継続中		<b>【措置済み】</b> 「西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を新規に制定し、条例に基づき外部提供することとしたため問題なし。	
26	H27.11.13	個人情報の外部提供についての答申	第10条	高齢者支援課	行方不明認知症高齢者等に係る個人情報について、外部提供及び本人通知の例外を認める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 外部提供をする個人情報の範囲については、今後、十分に検討すること。</li> <li>2 共有サイトの適正な利用を求める。</li> <li>3 不要となった紙文書の廃棄を確実に実施すること。</li> </ul>	事業継続中		<b>【措置不要】</b> 個人情報保護法第69条第2項第4号の規定により、外部提供が可能	個人情報保護法第69条第2項第4号には、外部提供できる事項として、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」と規定されている。 個人情報保護法事務対応ガイドP105によれば、この規定には「本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合」が含まれるため、同号の規定を根拠に外部提供が可能と確認した。

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
27	H28.7.28	ごみ収集車等へのドライブレコーダーの設置についての答申	第25条	ごみ減量推進課	市が保有するごみ収集車等の安全運行及び交通事故防止を図るため、当該車両にドライブレコーダーを設置し運用することについて	1 外部提供した映像データの取扱いを具体的に定めておくこと。 2 SDカードの管理を徹底すること。	事業継続中		【措置不要】 ※設置にあたり、防犯カメラと似た性質のものと解釈できるため、地方自治法第2条第2項の規定を根拠として問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
28	H31.3.11	庁用車両へのドライブレコーダーの設置についての答申	第25条	総務課	市が保有する庁用車両の安全運行及び交通事故防止を図るため、当該車両にドライブレコーダーを設置し運用することについて		事業継続中		【措置不要】 ※設置にあたり、防犯カメラと似た性質のものと解釈できるため、地方自治法第2条第2項の規定を根拠として問題ないことを個人情報保護委員会に確認	